

令和 7 年 8 月 26 日

長崎県知事
大石 賢吾 様

公益社団法人長崎県看護協会
会長 日野出 悦子

要 望 書

近年、地域包括ケアシステムの深化や地域完結型医療、多職種協働によるチーム医療については、一層の理解・浸透が図られ進展しつつあります。更に、2040年頃を見据えた新たな地域医療構想は、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、地域医療提供体制全体の構想として位置づけられました。

本県は少子高齢化の進行が早く、2024年の出生数は7,000人で、8年連続の減少幅を更新中です。少子高齢化、人口減少の影響は、労働力の減少につながり、看護職の確保についても、ますます困難な状況が続くと予測されます。

これから、高齢者の更なる増加が見込まれ、医療と介護の複合的なニーズを有する人々の増加につながることから、治療や療養、そして看取りの場は、在宅等、今以上に地域を中心としたものへ移行していくと考えられます。その対応のためには、在宅医療・看護・介護に携わる質の高い看護職の十分な確保が不可欠であり、また、看護におけるDX導入等により、看護職の業務効率化を図ることで、看護ケア等の看護の専門性をさらに発揮し、継続的に仕事ができる職場環境の整備に取り組む必要があります。

2040年を見据え、看護が必要とされるあらゆる場で、専門職として、県民のニーズや期待に添えていくために、以下の事項について要望するとともに、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

要 望 事 項

- 1 全世代の健康を支える看護機能強化の取組について
- 2 働き続けるためのキャリア継続の支援について
- 3 地域における看護職の裁量発揮について

令和7年度 県への要望書 長崎県からの回答

1. 全世代の健康を支える看護機能強化の取組について

【要望】

1) 看護職の活躍推進を図るための取組

- 統括保健師の未設置市町に対し、配置に向け、働きかけていただきたい。

【回答】

- 統括保健師については、令和5年3月告示の国の「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」において、市町村は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために統括保健師を配置することが明記されている。
- 近年、大規模災害が頻発し、新興感染症の流行も懸念される中、こうした健康危機管理発生時は、健康被害状況の情報収集、必要な対応の迅速な判断と実践、応援派遣（受援）調整などの調整機能が統括保健師に求められ、実際に能登半島地震では被災した能登町の統括保健師がその役割を果たしたとの報告もあっている。
- 県としては、有事の際、速やかな支援体制を確保するためには、平常時からの準備が必要であることから、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整し、人材育成や技術面での指導や調整を担う『統括保健師』の配置は、重要であると認識している。
- 県では、これまで、市町に対して、巡回訪問による統括保健師の役割や機能についての説明、また、管理職としての役割や機能を担う段階にある保健師（管理期保健師）を対象とした研修会による資質向上など、市町における統括保健師の配置の推進に取り組んできている。
- 加えて、昨年度から3か年計画で、市町の管理期保健師を対象に「災害時の保健活動」をテーマとした研修会を実施し、統括保健師の役割や必要性を学ぶための機会を設けている。
- その結果、中核市を除く19市町の統括保健師の配置については、令和4年度7市町（36.8%）、令和5年度8市町（42.1%）、令和6年度11市町（57.9%）、令和7年度13市町（68.4%）と、着実に増加している状況である。
- 県としては、現在、未設置の6市町に対しては、保健師の保健活動を行っていくうえで、中心的な役割を担うベテランの保健師等を統括保健師として位置付けすることができないか、市町の実態を確認のうえ引き続き働きかけてまいりたい。
- 加えて、現在、統括保健師を配置している市町についても、次の統括保健師となり得る人材を育成し引き継いでいくことが必要であることから、次世代の統括保健師の育成に資する取組について、市町及び県保健所と協議しながら、取り組んでまいりたい。

- 医療機関に対し、母子の心身の安定や安全の確保を行うために、院内助産の推進や産科ユニット体制の整備を働きかけていただきたい。

【回答】

- 厚生労働省では、地域の妊産婦の多様なニーズに応え、安全・安心・快適な出産ができる体制の整備や、産科医の負担軽減の観点から、正常分娩における助産師の一層の活用を推進している。
- また、令和5年3月閣議決定された「成育医療等基本方針」では、母子への感染防関の実情を踏まえた適切な体制の整備を推進すること、及び院内助産・助産師外来の推進により、助産師と医師の連携・協働を図ることとされている。
- 県では現在、分娩の現状や課題、将来の意向などを把握するため、県内の分娩取扱施設等を対象にアンケート調査を実施しており、その結果を踏まえて、院内助産や助産師外来の推進などについても関係者と協議していく。

- 人口減少による看護職不足が進む中、看護DXを推進し、業務効率化を図ることにより、看護職が患者への直接的なケア等、看護の専門性を更に発揮できるよう、ICT活用等について、支援の強化を図られたい。

【回答】

- 少子化による生産年齢人口の減少に伴う人材不足の中にあっても、看護職員が専門性を発揮し、今後もより良い看護を行っていくためには、あらゆる看護実践の場において看護業務の効率化が必要であり、その方法としてICTの活用は不可欠であると認識している。
- 県では、昨年度末までにベースアップ評価料を届け出ている病院等を対象として、ICT機器など業務効率化に資する設備導入への補助や、医療勤務環境改善支援センターによる、医療機関の勤務環境改善の取組への支援を行っている。その他、厚生労働省や庁内の他部局においても類似の支援を行っている場合もあるので、適宜、県看護協会など関係機関にも周知を図っていく。

2. 働き続けるためのキャリア継続の支援について

【要望】

1) 就業継続に向けた働き方の支援

- 周産期医療の安全や助産師の専門性のさらなる発揮に繋げるため、アドバンス助産師の新規申請及び更新に係る研修費用や、看護の高度専門領域として活躍している学会等認定の資格取得に係る研修費用の補助を拡充していただきたい。

【回答】

- 少子化による生産年齢人口の減少に伴う人材不足が業種を問わず課題となる中、看護の対象者一人ひとりに質の高い医療・看護を提供するためには、業務の効率化とともに、看護職員の資質向上や専門性の更なる発揮が求められているところである。
- 県では、看護職員の資質向上及び定着促進のため、平成23年度から認定看護師、平成30年度から特定行為研修受講に対する助成を行い、県として目標を設定した上で育成しているところである。
- 要望いただいたアドバンス助産師取得のための研修受講に対する助成については、他県の状況についても情報収集し、周産期医療体制確保の観点から必要性について今後、検討していく。

- 看護職の需要増に応じて、必要な人材を確保していくには、看護労働の価値に見合った適正な賃金水準を実現していくことが必要不可欠である。県として、看護職員のさらなる賃上げのため、国へ積極的に働きかけていただきたい。

【回答】

- 令和6年度の診療報酬改定において、ベースアップ評価料が新設され、令和5年度分の賃金と比較して、6年度は2.5%アップ、7年度はさらに2.0%アップの実現が目標とされており、国の賃金構造基本統計調査によると、長崎県で働く看護師の6年度所定内給与額は5年度と比較して増加し国の目標に達しているが、全国平均には及んでいない。
- 厚生労働省においては、ベースアップ評価料や生産性向上・職場環境整備等支援事業の創設など賃上げを推進しているため、県としては、国の事業を活用し賃上げにつながるよう取り組んでいく。

3. 地域における看護職の裁量発揮について

【要望】

1) 特定行為研修修了者の確保

- 特定行為研修修了者の活用については、医師の理解や協力が不可欠であることから、医師の理解促進に繋がるよう積極的に働きかけていただきたい。
- 研修機会の地域格差があることから、県北地区の医療機関に対し、指定研修機関の新設を働きかけていただきたい。

【回答】

- 特定行為研修を修了した看護師（以下、修了者とする。）については、在宅医療への対応や感染症の発生、まん延等における迅速な対応、医師の働き方改革などにより、限られた人材でチーム医療を推進するため、その役割が期待されている。
- 修了者の組織的な育成、配置を進めていくためには、所属施設内で特定行為制度及び修了者の役割が理解・評価される必要があり、医師の理解は不可欠であるので、県看護協会にもご協力をいただき医師の理解促進へ向け働きかけたいと考えている。
- 関連して、所属施設での修了者活躍のための体制整備を目的に、令和7年度から指定研修機関への補助事業として、医師も含めた、所属施設の管理者等対象の研修会の開催や、所属施設からの視察受入れ・現地指導等の支援を実施することとしている。
- また、特定行為研修を行う指定研修機関は、厚生労働省令で定める基準を満たした上で、申請に基づき厚生労働大臣が指定するとされており、県内には令和7年8月時点で3か所に設置されている。
- 県では、指定研修機関設置の相談があった場合は随時、九州厚生局、厚生労働省へ確認しながら情報提供を行っている。引き続き、機会を捉えて県内医療機関等へ指定研修機関設置を働きかけていく。

【要望】

2) 災害支援ナースの確保と実践に向けた取り組み

- 災害支援ナースの質の担保のために、フォローアップ研修が必要であることから、研修開催に係る経費について予算確保に努めていただきたい。
- 災害支援ナースの活動を実践するためには、医療機関に対し、「長崎県災害支援ナースの派遣に関する協定」についての理解を求め、締結に向け、働きかけていただきたい。

【回答】

- 災害支援ナースの確保と質の担保は重要であり、登録した後の育成も必要になると認識している。
- 本県においては、災害時における保健医療福祉調整の訓練を例年実施しているところであり、次年度の訓練は、災害支援ナースが、関係機関が連携した災害時対応の理解を深めることにつながるような内容としたいので、貴会からの参加を検討いただきたい。
- また、本県としては、災害支援ナースの研修修了者が所属する医療施設に対し、「長崎県災害支援ナースの派遣に関する協定」を締結するよう、定期的に働きかけるとともに、今年度に病院事務担当者向け説明会で周知するなど、理解促進に努めているところであり、今後も、協定を締結する医療機関をさらに増やすことができるよう取り組んでまいりたい。